

_____(商号又は名称)_____, ____%

_____(商号又は名称)_____, ____%

- 2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

- 第 8 条 当共同企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

- 第 9 条 構成員は、工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

- 第 10 条 当共同企業体の取引金融機関は、_____(金融機関名)(支店名)______とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

- 第 11 条 当共同企業体は、工事完成後決算するものとする。

(利益金の配当)

- 第 12 条 決算の結果利益を生じた場合は、第 7 条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担)

- 第 13 条 決算の結果欠損金を生じた場合は、第 7 条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡制限)

- 第 14 条 本協定書に基づく権利義務の全部又は一部を他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

- 第 15 条 構成員は、発注者及び他の構成員の承認がなければ、当共同企業体が工事を完成する日までは脱退することができないものとする。

- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合は、残存構成員が工事を完成するものとする。

- 3 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

- 4 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わないものとする。

(構成員の破産又は解散した場合の措置)

第16条 構成員の一方が工事途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項から第4項までを準用するものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第17条 当共同企業体が解散した後において、当該工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(解散の時期)

第18条 当共同企業体は、工事完成後3箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

上記協定の証として本書3通を作成し、構成員が記名押印のうえ、各自その1通を保有するとともに1通を瀬戸内市に提出する。

年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者

⑨

住 所
商号又は名称
代 表 者

⑨